

学校において予防すべき感染症における出席停止について

以下の感染症に罹患した場合は、学校内での感染拡大を防ぐため、学校保健安全法において出席停止の措置を行います（出席停止により休んだ期間は、欠席にはなりません。）。

医師の指示等により登校を再開する場合は、医療機関にて「加療証明書」を記入していただき、必ず登校再開時に担任へ提出してください。（※加療証明書は学校にて配布又は本校ホームページにてダウンロードすることも可能です。）

<学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第 18 条)>

	病気の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群※1 中東呼吸器症候群※2 特定鳥インフルエンザ※3	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ※4	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(※裏面)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1 重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る。

※2 中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウィルスであるものに限る。

※3 特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点で H5N1 及び H7N9。

※4 特定鳥インフルエンザを除く。